

参考発表

八月十一日

供覧

満洲國承認と九國條約との

開會後發

關係に對するヘーテイ博士の所見

— 満洲國承認は九國條約に違反せず —

内閣書記



外務省囑託　ヘーテイ博士

一九國條約は支那自体の変化を禁止せず

新國家を承認することは單に某國家の意見を發表するに過ぎざるなり

一般の通念に従へば新國家は他の國家の承認を俟ちて存在するものにあらずして國家としての要件を備ふるものは既に國家なり

但し強國がこれに承認を與ふことは新國家の存在を世界に明示する上に於て重大なる寄與をなすや絮説の要なき所なり

九國條約其他支那に関する條約あるが故に支那には分裂革命等事態の消長を許さずとなすは早計なり

列國は支那の保全を保証したることなし

列國は支那の保全を尊重することを約せ
るも存在せざるものを尊重するは不可能の事
に屬す。若し支那にして強固なる中央政府
の統治下にありとせんか即ち廣東政府の如
き獨立政府の存在を許さざるが如き強力なる
國家を支那が組織せりとせんか支那の保全
を尊重することを強制する條約は要せざるなり
九國條約は列國をして支那の保全及獨立に干
渉することを

禁ずるため締結

せられたるものなるも決して支那を不死身と
なし或は分裂不可能ならしむるため締結せら
れたるものにあらず

支那に獨立並保全の存する限り列國が支那
の獨立領土の保全を尊重するの意志を有する
は炳乎たることなるも列國は支那に生起する
事件に對する干渉を放棄することと企圖せ
ることなし

統一形態に變調を來すことを支那に指示する

の意志は條約に表はれあらず

九國條約は支那が無政府状態より蟬脱し統一ある國家たることを庶幾して締結せられたるものなり
支那の現状は十八世紀に露國が波蘭の保全と其政治形態の自由を保証しつゝ行ひし波蘭の決定的統制に比較し得らるべし

支那は外國の干渉を受けず、普通國家と同じき進歩奔達を續くべきなるも支那にして其國土の一部を讓渡し或は交換するを欲する時

其讓渡若くは交換することは決して支那の保全尊嚴の誓約を破るに當らざるなり

一獨立承認は母國に對する不法に償せず

支那の一省若くは數省にして反亂を起し或は新政府支那の一局地に樹せられたる場合には通常

新國家成立てふ結果を伴ふことあり如斯場合支那の保全は確かに法律的に侵害せられたることとなるべし

而て他の國家としてこれを承認する外に手段あり

リヤ、新國家を承認することは支那の保全を
尊重する誠意を缺くものと非難せらるゝ虞あ
るも保全の存在なき所にこれを尊重せよと要求
するは不可能を強ふるものなり

國際法に認むる方法に依つて新國家が支那の一局
部に起りし場合他の國家は新國家を獨立せる
ものとし待遇し得るなり、否待遇すべきものな
り承認が行為又は宣言に依り明示的に或は暗
黙的になさるゝに關せず獨立せるものなりや否や
を承認することは重要なる問題に屬す

而して如斯とき他國家が新國家を承認すること
は母國に對し不法行為を構成せずと一般に認めら
れあり—假令其國家が母國の保全を尊重する
ことに同意しある場合に於て—獨立の事實明
瞭なる場合はこれを事實として待遇するは決して
不法行為に當らず

一日本軍隊の存在と滿洲國成立との關係如何
獨立せりと承認せらるゝ妥當性の基準は舊政權

が独立せる地域を回復するの望ありや否やに存す
満洲に於て國民政府は従来其權威を振ひしこ
となきのみならず將來に於ても振ひ得る望を有
せず故に満洲政府は独立せりと是認するも主
義上不當にあらざるべし

異論を挿むもの曰く、日本軍隊駐屯せずと假定
せんか國民政府の力にて満洲政府を屈服せしめ
得べしと

これに對しては左の二つの答辯にて事足るべし
第一満洲を回復し得るものは國民政府にあら
ずして張學良なり、而して張は嚴密の意味に
於て國民政府に服従しあらず、又服従せるこ
ともなし、國民政府は張を統制せんと欲したる
ことなし、國際法は事實を正視するの要あり
日本軍隊駐屯せずと假想するも満洲に作用する
勢力は國民政府の力にあらずして張學良の力
なることは明瞭なることに屬す

日本軍隊撤退せば張學良は満洲王に復歸すべ
5

しとなす議論は成さすべし。然れども國民政府
が滿洲を統制するに至らざることは亦絶對に明
瞭なり

第二、日本軍隊は是非なく滿洲に駐屯しあり、
日本軍隊は日本にとりて甚だ重要なる滿鉄附
屬地帯を防護するため駐屯するものなり
而して其駐屯は合法的權利に基くものなり
日本軍隊の存在の故に南京は滿洲人に強制力
を及ぼすこと不可能なりと難ずると自然の障
碍はこれ以上の妨害をなすことあり

大西洋存せずとせんが大英國は一七七六年米國の
反逆を容易に征服し得たるべく、墨國茲ベエロス
アイレスにして遠隔の地にあらざりしならんには
西國は佛國の援助の下に拉美の脱離を防ぎ
得たるべし。問題は母國が成功の機會を有す
るや否やに存す。若し他國の軍隊その地域に
合法的に駐屯しあるが故に母國は成功の機會
を有せずとするも其考察は見當違なり

洪水のため征伐軍反徒の本據に近づき得ざる
時に於ては反徒は悠々独立を維持し得、外國軍
てふ洪水も同じ作用を呈す

若し外國軍隊が反徒を支援する場合は固よ
り別個の問題と化すべし如斯手段は支那保
全尊重に悖反す

然れども外國軍隊が他の原因に依り且必要に
基づき駐屯しある場合に於ては尊重精神の缺
乏の問題は生起せず

保全を侵害するものは外國軍隊にあらずして
支那局地の住民なり

一、自衛行為と滿洲國成立との關係は直接的ならず
戦時軍隊を以て敵地を占領せる時、占領地に
於て反徒に依る行政上の変革を認むるは不當
なり 如斯は敵より領土並住民を直接奪掠
すること不可能なるを以て間接にこれを行ふに
外ならずと謂はざるべからず

然かるに日本は敵地の戦時占領又は戦後の占領
ク

をなしあるにあらずして偶然事件に誘はれ占據
しあるに過ぎず

日本軍の占據が滿洲の独立を保証するために行
はれず、滿鉄附屬地並駐屯軍隊を保護する
ため行はれある限り予は如斯行為は國民政
府の權威の作用すること妨げる外面的災禍
なりと觀察するものなり、而してこの災禍は支
那の挑発に依り齎らされしことを感銘し置く
の要あり

國際法に照らせば戦時占領地域に反逆成功の可
能性なしとはなし難きも予は全般的觀察に基
づき可能性ありと認めざるものなり

然れども予は自衛行動に基づく占據の場合にも
予の説を適用せんと欲するものにあらず

日本は謀叛を助成する為自衛行為をとりつゝ、
あるものの如く見做されあるも謀叛は住民の自
衛行為に外ならず

日本軍の滿洲占據の為奉天長春南滿政府が滿洲

を征服し得ざることは事實なり。然れどもこれ
日本軍占據の副産物と謂ふべく断じて日本の意
識的に計畫せる結果にあらず

日本軍が撤退せざるは独之滿洲を創造する為に
あらずして自衛の必要に出づ。支那及列強が日本
は支那の保全を尊重せずと非難する所以は
独之の承認に存せずして軍隊の占據に存す
而して若し独之が日本軍占據の結果生起せる事象
なりとするも其事實を承認するは有害なりと
謂ふを得ず

一、日本軍は無制限に滿洲に駐屯すべく日本の自衛行
動は張學良茲南京政府の滿洲復歸と絶對
に相容れずとの事實に基づき独之承認に賛成
すべしとなすの賢なりや否やは實に重大なる疑
問に屬す。他の國家は日本に倣はざるべし。
然れどもこれ徒らに事態を悪化せしむるもの
と謂ふべし

當分各國は滿洲國を南京政府に反對する事實

上の交戦団体とし若くは独立を要望する事、
上の政権として取扱ふべし

一、九國條約の條項と滿洲國問題は抵觸せざるや

吾人は今や九國條約に關聯する諸問題を詳細
に検討すべき時機に到達せり 九國條約は滿洲
國承認に多くの關聯を有するもの、如し

(一) 第一條

第一項 支那の主權獨立並領土的及行政的保全
を尊重すべし

第二項 支那に對し有力且安固なる政府の樹立
及維持の爲最も完全且障害なき機會
を與ふべし

以上の條項に於ては支那が唯一の政府の統制にある
ことを意味せずして支那の各地方の政府が各々
國民に有效且安固なる統治を與ふるが如き統
治様式を想像しありと觀察せらる

若し支那は唯一の政府の下にあらざるべからざれば
滿洲てふ遠隔且事實上獨立せる地域を支那よ

リ控除することを承認することは却つて有力
且安固なる唯一の政府を支那に有せしむるに貢献
すべしと思惟せらる、新國家の存在若くはその
承認は第一條の他の諸項に抵觸する所なし
二) 第二條

締約國は前項に宣明せられたる原則に違背し
若くは之を害すべき如何なる條約協定取極或は
了解を相互間に又は各別若くは協同に他の一國若
くは數國と締結せざるべきを約定す

本條は明かに不必要の條項なり

原則を侵犯するものは原則を尊重せざるもの
なるや必せり 即ち本條は本質的に價値を
有せず 独立の承認は所謂了解にあらざし
て世界に對する一方的の宣言なり

三) 第三條 第一條の第三、第四と同じく適用の出来が
るものなり

第四條 個人の契約に關することにして検討するの
必要なし

第五條 鐵道に關聯することとなるも詳説の要を見ず

第六條 申立に關することなるが第八、第九と共に
詳論の必要なし

(四) 第七條 締約國は其一國が本條約の定規の適用問題に關聯し且右適用に關し討議をなすこと適當なりと認むる事態發生したる時は何時にても右目的の爲關係締約國間に十分且隔意なき交渉をなすべきを約定す

叙上の情態起りしや否や特に日本が支那の保全を侵害せしや否やに就いて締約國は各々その所見を異にすと一般に信ぜられあり

而して意見の交換は行はれたるを以てこれ以上の交渉は右條項に照らすもその必要なしと信ぜらる然れども予は獨立國家は樹立せられたり、而して新國家と關係を結ぶは國家の意志なりと仄かなことは懇懃の裡になされ、且九ヶ國條約關係國との間に問題を起さざる様する要ありと認む

一 支那の保全の意義如何

最後に支那の領土並行政的保全を尊重すといふことは如何なる意味として九國條約に掲記せられたるやを正確に検討するは最も重要なることとなり、當時統一の意味に於ける保全は存在しあらざりき、五乃至六の軍閥は支那の權威を分割して有しありたり、即ち統一の意義に於ける保全の姿は併見するを得ざりき、

列強は九國條約に於て「支那の保全とは統一といふことを意味せず、たゞ支那の政治問題は支那人に依り解決せしむべく、これが為外部より之の壓迫を封じ、支那に自由を與ふことを要すと一般に稱しありたり

而して如斯は支那が統一せる政府により統制せらるゝも、又各局地に政府樹せらるゝも共に實現し得ることとなり、而して列強はこれに直接の關係を有せず、固より列強は支那の統一は理想として希望しあるも、最も重要なること

は外部の干渉を排し、支那に樹立せらるる一政府
又は数政府を保証するに存す

現在支那に於ける情態を觀せば、右の言の眞実
なるを察知し得べし

單一政府の下に支那の統一を促進する約定は存
在せず、又支那には單一の政府存在したることなし
爰に於て保全といふ意味は外部の圧迫より支那
を自由になす、といふことは僅かに生命存するのみ
独立せる滿洲國は國民政府と同じく独立して存
在するの價値を有す

滿洲國政府は事実上の統治機關として滿洲國
住民の忠順を獲ち得るに價す

佛國が蘇邦政府を承認せる時、佛國は蘇邦政府
が現に統治しある地方に於ける政權として承認
するの主義をとれり

一時的に交渉するには國民政府は便利なりと
雖も國民政府は未だ嘗て滿洲を統一したる
ことなし

張學良は滿洲の旗を翻し或滿洲の統治大権
を獲得せることあるも、國民政府の統制に一瞬
と雖も服したることなし、張は國民政府を自
己と同等若くは優れたるものとして待遇せり
張學良は今や絶對王侯として北京にあり

吾人は「宣傳」に依つて盲目にせられざるを要す
國民政府は直接若くは間接にも滿洲を統治し
たることなし

故に滿洲に独立政府樹せらるゝも、これに不平
を並べるの資格は國民政府にあらざるなり
故に予は自弁的に且確乎として在滿洲人に依
り組織せられし滿洲政府を日本が承認す
るは適法なりと信ずるのみならず、これに対
し九國條約に基づき論難を加ふる理由なき
を確認するものなり

新聞発表表第七六六号

八月十一日

奉天八月十日發陸軍省看電

北滿地方水害の状況

一哈市は松花江氾濫して傳家甸全部八区の一部
及埠頭区の約二分の一滯水したが浸水区域は
更に拡大を予想せられてゐる

路傍に野宿しある避難民は四五万人に及んでゐ
る 廣瀨中將統一指導の下に日滿官憲協力
して治安維持罹災者の救助救恤一般防疫に
當つて居る 流言蜚語取締 暴利取締 其他の
布告が出された

二依蘭は牡丹江増水二丈五尺となり氾濫して
未曾有の大洪水となつた 城壁壊れ流失倒
壊家屋多く人畜の被害多く人口三万カ同市は
殆んど全滅せりと認めらる

廣瀨中將は水害見舞として五千元に相当す
る食糧を送つた 同地に在りし我が部隊

は船舶に避難し異状なきも日滿親善ノ入道
上危険を冒して救護に従事しく民は感激し

てある 同地附近虎疫及赤痢の流行の兆がある

三、依蘭より下流松花江の氾濫甚しく湯原佳木
斯樺川、富錦、同江等の都会地を除く外殆
んど全部浸水し其地域推定三万支里に及び
沿岸の収穫は期待し得ざる状況である

四、呼海線は諸所に齊克線は寧年龍江間に
洮昂線は虹橋大興間に東支東部線は拉
林河附近に於て水害を受け破損の箇所を
生じたが各々一月以内には復旧し得る見込
この間各方面共徒歩又は飛行機による連
絡をなしてある

五、北滿方面天候漸次恢復し減水の傾向を
示してあるか水害地は水勢強く尚樂觀を
許さない